

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 25 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2017 年 2 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

## 環境法：責任連鎖（Chain of Responsibility） に関するガイドラインの制定（クイーンズランド 州）

クイーンズランド州政府は、2017 年 1 月 27 日、環境保護法に基づく責任連鎖（Chain of Responsibility）に関するガイドラインを承認しました。

環境法令や環境許認可に付された条件などの違反者と「関連性」（relevant connection）を持つ「関係者」（related person）に対して、州は環境保護命令を出すことができますが、ガイドラインは、この「関連性」の判断基準を示しています。すなわち、違反者の事業活動から「著しい経済的利益」（significant financial benefit）を受けている場合、または違反者の法令遵守に「影響力を与える立場」（position to influence）にいる場合に、「関連性」が認められるとし、「著しい経済的利益」および「影響力を与える立場」の各要件について、その該当性を判断する際に考慮される要素を挙げ、具体例も示しています。このようなガイドラインの内容について、各要件の考慮要素を具体的に説明するとともに、環境保護命令を出す場合の基本原則や今後の対応を含めて解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## [Japan Practice 紹介サイト](#)



### iPhone アプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリをダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の  
ソーシャルメディア公式アカウント



## その他の注目のトピック

---

### 消費者法違反に対する罰則強化の動向を示す裁判例

オーストラリア自由競争・消費者委員会（ACCC）が、処方箋なしで購入できるニューロフェン製品に不実表示があったとして、販売業者に対して罰金の支払いを求めた事案で、連邦控訴裁判所は6百万豪ドルの罰金を課す決定を行いました。従前、競争法違反の罰則と比べて消費者法違反の罰則が軽すぎるという議論があったところですが、今回の裁判所の決定によって、今後消費者法違反に対する罰金額の水準が増額される可能性が高まりました。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### 著作権侵害に関して填補損害賠償の10倍超の追加的損害賠償を認めた裁判例

著作権法上、著作権侵害行為の態様が悪質であり、違法行為の抑止の必要性が高い事案については、裁判所が通常の填補損害賠償（compensatory damages）に加えて追加的損害賠償（additional damages）を命じる場合があります。近時、連邦裁判所は、侵害者が裁判所の填補賠償支払命令に従わなかったことやライセンスの条件違反を繰り返したことなど著作権侵害後の事情を考慮して、34,822豪ドルの填補損害賠償に加えて、400,000豪ドルの追加的損害賠償の支払いを命じました。知的財産権侵害が疑われる事案においては、早期に法律専門家の助言を得ることが肝要です。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### 個人情報範囲

プライバシー法における個人情報の範囲は必ずしも明確ではありません。IPアドレスなどのメタデータが、当時のプライバシー原則のもとでの開示請求権の対象となる個人情報に該当するか否かが争われた事案で、連邦控訴裁判所は個人が識別可能なだけで当然に個人情報に該当するとは限らず、事案毎の評価が必要であると判示しました。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### 動産担保登録のご確認を

2016年末に動産担保登録所（PPS Registrar）は多数の事業者に対して動産担保登録の内容を確認することを促す書面を送付したようです。2012年の動産担保法（PPSA）の施行時に新法に移行した既存担保権の担保権登録の一部には瑕疵が存在し、対抗要件が失効するケースもあ

ります。担保権者がどのように対応すべきか解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## クイーンズランド州の新計画法

現在の持続可能な計画法（Sustainable Planning Act 2009）に替わるクイーンズランド州の新計画法が、2017年7月3日から施行されます。新計画法は、計画の策定・開発の評価・紛争の解決を中心に構成され、新たな規制計画の枠組みが導入されます。新計画法の影響・枠組み、開発評価の概念や旧法からの経過措置の他、計画手段や大臣の権限について説明します。

原文（英語）への[リンク 1](#)及び[リンク 2](#)はこちら

## シドニー都市圏の地区計画草案

シドニー都市圏委員会（Greater Sydney Commission）は、地区計画の草案（The draft District Plans）を公表し、2017年3月31日に最終案を提出する予定です。地区計画草案では、生産性・居住性・持続可能性の3つのテーマに焦点が当てられていますが、今回は、シドニー中央区・北区・西中央区・西区・南西区・南区の6地区の持続可能性に関する優先項目を紹介するとともに、開発・投資に与える影響について考察します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 建設業の2017年法案の修正

建設労組の監督機関となるオーストラリア建設委員会（ABCC）の再導入法案が修正され、新規制への移行期間が2年間から9ヵ月となり、新規制が今年8月から適用されます。また、新規制に合致しない労働協約を結ぶ建設企業は、政府系事業への応札が認められなくなります。新規制の内容を紹介するとともに、企業がとるべき対応策について考察します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

---

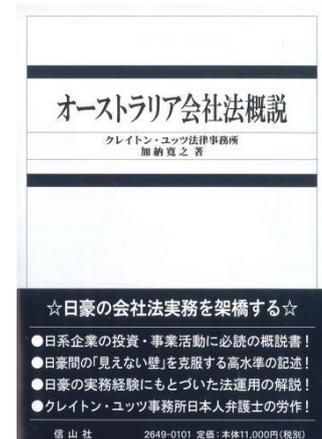
## 最近行われたセミナーのご報告

---

### 豪州 M&A 取引実務

加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務 ～ M&A の種類、手続の流れと注意点、買収後の経営統合等に関する基本的なポイント」をテーマに講

## オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

---

演を行いました。調整スキーム (Scheme of Arrangement) などの豪州特有の法制度も踏まえながら、入札 M&A 案件の特徴と注意点、買収監査 (デューディリジェンス) と表明保証条項との関係、買収後の経営統合に関する留意点とその対応など、日本の M&A との相違点にも触れながら解説を行いました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

## 最近の出版物

---

### 「拡大する豪州 M&A マーケットの動向と買収時の留意点」 (「ビジネス法務」2016年4月 Vol.16 No.4)

豪州の M&A マーケットの全体動向を紹介しつつ、2015年12月に施行された外資規制法の改正、豪州企業の買収手法、企業買収に絡んで実務的な問題を生じる労働法制上の注意点等、豪州における M&A の基本的な留意点について解説しています。

配信停止

プライバシー

連絡先

本メールには秘密事項が含まれています。誤送信により本メールを受領した場合には、本メールの削除をお願いいたします。

## 連絡先

---

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
直通電話：07-3292-7262  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 山浦茂樹  
直通電話：07-3292-7571  
メール：[syamaura@claytonutz.com](mailto:syamaura@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 鈴木正俊  
直通電話：07-3292-7044  
メール：[msuzuki@claytonutz.com](mailto:msuzuki@claytonutz.com)



ロークラーク 高橋輝好  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
直通電話：07-3292-7991  
メール：[ttakahashi@claytonutz.com](mailto:ttakahashi@claytonutz.com)



ロークラーク カ石剛志  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
直通電話：07-3292-7432  
メール：[tchikaraishi@claytonutz.com](mailto:tchikaraishi@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
大竹佳代子  
直通電話：07-3292-7599  
メール：[kotake@claytonutz.com](mailto:kotake@claytonutz.com)